

令和4年度障害者雇用職場改善好事例募集要項

1 趣旨

障害者雇用において雇用管理、雇用環境等を改善・工夫し、様々な取組を行っている事業所の中から、他の事業所のモデルとなる好事例を募集し、これを広く一般に周知することにより、事業所における障害者の雇用促進と職域の拡大及び職場定着の促進を図るとともに、事業主の自主的な取組の支援と障害者雇用に関する理解の向上に資することを目的としています。

2 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

3 後援

厚生労働省

4 募集対象

中小企業（常用雇用労働者数300人以下の中小企業）

※ 上記1の本事業の趣旨や、障害者雇用のより一層の進展のためには中小企業への支援が重要であることから、特に中小企業で雇用を進める上で参考となる取組を幅広く募集することを目的として、令和4年度は中小企業を募集対象とします。

5 募集テーマ

「中小企業における社内の支援人材の効果的な活用により障害者の職場定着の推進に
取り組んだ職場改善好事例」

6 募集内容

(1) 取組の対象となる障害者の定義

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他「診断書」等により雇用対策上の障害者であることが確認できる障害者

(2) 事例の内容

雇用している障害者に対して、社内の支援人材が障害者の職場定着のためにどのような活動を行い、どのように職場全体で理解の促進を図っているか、様々な事例を募集します。

【取組例】

- ・社内の支援人材や支援機関との役割分担を明確にしたことで、定着支援体制を構築した取組
- ・社内外の研修機会の設定により支援人材のスキルアップを図りつつ、経営層や管理部門による支援人材へのフォロー体制を構築した取組
- ・障害者に対する支援計画・目標を設定し、支援人材が障害者の個々の特徴に応じてきめ細やかにサポートを行った取組
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機として職務設定の見直しや在宅勤務の導入等の新しい働き方に対応するための支援体制を整備した取組
- ・その他

7 募集期間

令和4年2月1日（火）から5月20日（金）【必着】まで

8 応募資格

- (1) 上記6に記載の障害者を雇用している事業所
- (2) 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと（以下の要件を満たしていること）及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
 - ① 平成31年4月以降、労働安全衛生法、労働基準法、最低賃金法違反の疑いにより送検され、公表されていないこと。
 - ② 平成31年4月以降、職業安定法、労働者派遣法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - ③ 平成31年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
 - ④ 平成31年4月以降、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の滞納及び助成金の不正受給がないこと。
 - ⑤ 令和3年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこと。
 - ⑥ 令和4年6月1日時点において、障害者雇用率を達成していること（応募時点では達成見込みであること）。
 - ⑦ 高齢者雇用確保措置が講じられていること。
- (3) 応募事業所において障害者雇用に関する支援（障害者就労継続支援事業所を含む）及びコンサルティングを主たる営業品目としていないこと。

9 応募方法

指定の応募用紙にご記入の上、下記の送付先あて、郵送または電子メールでご提出ください。応募用紙は、当機構ホームページからダウンロード可能です。

＜応募用紙の送付先・お問い合わせ先＞

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部 雇用開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL 043-297-9514 FAX 043-297-9547

メールアドレス manual@jeed.go.jp

＜応募用紙のホームページ掲載先＞

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/education/kaizen.html>



＜応募に当たっての留意事項＞

- (1) 応募用紙に個別の障害のある方の事例を記載する場合（写真含む）は、事前に事例の対象となる方の承諾を得てください。また、障害のある方の氏名の表記は、イニシャルを用いるなど、匿名にしてください。
また、支援人材の社員等について記載する場合も、氏名の表記や写真の掲載等について、当該社員等の承諾を得てください。
- (2) 応募用紙の各欄には、取組内容に基づき具体的にご記入いただきますようお願いいたします。記入例を併せてご参照ください。

10 審査

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に審査員会を設置し、応募事例について審査します。
- (2) 全応募事例の中で最も優秀な事例に厚生労働大臣賞（1編）を授与します。
また、その他の優秀事例に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞として、優秀賞、奨励賞（各若干編）を授与します。
なお、審査において同程度の評価を受けた応募事例があった場合は、過去に受賞歴のない企業を優先的に選定します。
- (3) 入賞事例は、令和4年8月末ごろにホームページ等で発表する予定です。それ以外の事例に関しては、令和4年9月上旬までに審査結果を文書にて直接通知します。

11 表彰

厚生労働大臣賞及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞のうち優秀賞の表彰式は、令和4年9月に東京都内で開催する予定です。

12 留意事項

- (1) 応募いただいた文書の著作権及びこれに付随する一切の権利は、当機構に帰属するものとします。
- (2) 応募書類は返却いたしません。
- (3) 入賞事例等については、当機構職員が事業所への取材を行い、事業所名、担当者名、具体的な取組内容を当機構ホームページに順次掲載します（令和4年度末～令和5年度上半期を予定）。また、これらの事例はケースブックとして取りまとめ、事業所、関係機関、関係団体等に配付します（令和5年度末までを予定）。なお、この場合、障害のある方や支援人材等の社員の氏名、写真の掲載等については、ご本人の同意が得られた範囲で行います。
また、同ケースブックは、全ての応募事例の事業所名、所在する都道府県名、取組の概略等についても掲載する予定です。
- (4) 応募に際していただいた個人情報、当機構が管理し、本事業の実施・運営、障害者雇用の普及・啓発に関するご案内のみに使用します。

令和4年度障害者雇用職場改善好事例

募集要項

応募先・お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部 雇用開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL 043-297-9514 FAX 043-297-9547

メールアドレス manual@jeed.go.jp

ホームページ <https://www.jeed.go.jp/>